



		外径が1メートル以上のもの		1,300	580	450
(略)						
	その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	(略)	新潟市部	2,200	新潟市以外の市部	960 町村部 750
(略)						
備考 (略)						

		外径が1メートル以上のもの		1,100	500	370
(略)						
	その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	(略)	新潟市部	1,900	新潟市以外の市部	840 町村部 620
(略)						
備考 (略)						

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。